

学校法人 桜花学園 科学研究費助成事業取扱規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、学校法人桜花学園（以下「学園」という。）が設置する桜花学園大学・名古屋短期大学（以下「本学」という。）における科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金及び科学研究費補助金。以下「科研費」という。）の取扱について、文部科学省又は独立行政法人学術振興会（以下「学術振興会」という。）が定めるルール及びその他の法令等に定めるもの（以下「法令」という。）以外について、必要な事項を定める。

(応募資格)

第2条 科研費の応募資格を有する者は、本学において研究活動を行うことを職務に含むものとして、本学に所属する者とする。

2 前項に定める者は、本学に所属する専任教員（本学設置の研究所勤務を含む。）及び学長が本学からの応募を認めた非常勤教員等とする。

(申請業務の委任)

第3条 科研費の応募資格を有する者及び研究代表者は、学長が指名した事務担当者に文部科学省及び学術振興会への申請業務を委任するものとする。

(交付決定通知)

第4条 学長は、文部科学省及び学術振興会より科研費の交付決定通知があったときは、すみやかに研究代表者に通知するものとする。

(直接経費の管理等)

第5条 研究代表者は、文部科学省及び学術振興会より交付される科研費の管理を、学長に委任しなければならない。

2 学長は前項により委任を受けた科研費の管理を、学長が指名した経理担当者に行わせるものとする。

3 経理担当者は、理事長が認めた銀行口座にて、適切に管理するものとする。

4 第1項から第3項の規定は、分配金の分配を受けた研究分担者についても準用する。

(分担金)

第6条 研究代表者は、研究分担者（本学に所属する者は除く。）に分担金を分配する場合、第5条で定めた経理担当者に送金手続きを依頼することができる。

2 分担金を受けた研究分担者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、未使用の分担金を本学に返還しなければならない。

(1) 研究代表者が当該の科研費による研究を中止した場合

(2) 研究分担者が当該の科研費の研究から外れた場合

(預金利息)

第7条 科研費を管理する銀行口座において発生した利息については、所属する研究機関に譲渡しなければならない。

(間接経費の管理等)

第8条 研究代表者は、文部科学省及び学術振興会より間接経費の交付を受けたときは、法令の定めにより本学に譲渡しなければならない。

2 譲渡された間接経費の使用については、法令に定めるものを除き別に定める。

3 間接経費の交付を受けた研究代表者が、年度途中で他の研究機関に異動する場合においては、すでに譲渡済みの間接経費の一部（譲渡した間接経費から、本学において使用した直接経費の30%相当額を引いた残額。）を、研究代表者に返還するものとする。

(科研費の使用)

第9条 科研費の使用については、法令等の定めのあるものを除き、学園の経理規程等を準用するものとする。

2 経理担当者は、研究代表者ごとに科研費の帳簿等を備えなければならない。

3 経理担当者とは別に、物品検収担当者を置かなければならない。

4 物品購入で検収印のないものの支出は、原則行わない。

(出張旅費)

第10条 科研費による出張については、法令等の定めのあるものを除き、学園の出張旅費規程を準用するものとする。

- 2 日当及び宿泊費については、学園規程の金額を適用するものではなく、文部科学省（平成15年5月23日付、15文科振第92号）に掲載されている日当及び宿泊料（表1、表2）を上限として請求できるものとする。
- 3 他の研究機関に所属する研究分担者の出張旅費については、当該研究機関の出張関係書類の写しをもって支給する。

(設備備品等の寄付)

第11条 研究代表者及び本学に所属する研究分担者は、科研費で購入した設備備品及び図書については、必ず本学に寄付しなければならない。

- 2 統括責任者は、研究代表者及び本学に所属する研究分担者が他の研究機関へ所属することになった場合には、その求めに応じて前項で寄付を行った設備備品及び図書をすみやかに返還しなければならない。

(内部監査の実施)

第12条 本学の経理責任者は、法令の定めにより内部監査を実施しなければならない。

- 2 内部監査の実施の方法については、別に定める。

(説明会の実施)

第13条 本学の事務担当者は少なくとも年1回は科研費についての説明会を、教職員に対して行わなければならない。

(関係書類等の整理、保管)

第14条 経理担当者は、科研費の交付を受けた場合、経理に係る関係書類を整理し、次の各号に定められた機関、保管しなければならない。

(1) 学術研究助成基金助成金

研究終了後、最低5年間保管

(2) 科学研究費補助金

交付を受けた年度終了後、最低5年間保管

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

- 2 他省庁の科研費については、所管官庁が定めるものを除き、この規程を準用する。

附 則

この規程は、平成18年3月1日から施行する。

なお、平成17年度交付の科研費についてもこの規程を適用する。

この改定規程は、平成19年11月1日から施行する。

この改定規程は、平成23年11月1日から施行する。

この改定規程は、平成27年4月1日から施行する。